

令和3年度 第20回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和4年1月31日（月）13時30分～15時37分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、五嶋委員、片谷委員、酒井委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、田中稲子委員、田中修三委員、中西委員
開催形態	公開（傍聴者 2人）
議 題	1 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書について 2 （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書について 3 みなとみらい2 1 中央地区5 2 街区開発事業計画 計画段階配慮書について
決定事項	令和3年度第19回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第19回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業、（2）（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑 特になし</p> <p>ウ 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明、ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、委員の方から御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。最初に酒井委員が前回（第18回）の深谷公園整備事業・墓園整備事業の審議が行われた審査会で発言された内容について、補足をされたいというお話を伺っておりますので、最初に酒井委員からお願いしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>【酒井委員】 よろしくお願ひいたします。</p> <p>【奥会長】 はい。</p> <p>【酒井委員】 事業者の方、御説明どうもありがとうございます。生物多様性に関してなのですが、指摘事項等一覧（事務局資料）「2-6」のところで、これはもう説明済との整理で、今回は特別な御説明はありませんでしたけれども、補足したいことがありまして、指摘事項等一覧の第4頁「2-6」ですが、よろしいでしょうか。事務局資料で画面上において今、選択して青掛けしていただいているところですが、「管理の仕方のところには、土地利用の仕方が含まれている」ということを指摘するのを忘れていました。人が立ち入ることによって、どれぐらい踏圧がかかるかという、踏む圧力です、それが非常に草地の構造とか組成に強い影響を持っているというのは一般的に知られています。今日、事業者が「草刈りの管理の仕方」について、文献を引用しながら説明いただいたことから、いろいろ研究されて御存知かもしれないと思うのですが、一応念のために指摘させていただくと、踏みつけは植物に直接ス</p>	

トレスを与える要因になる訳ですけれども、それだけではなく土を硬くする、土壌硬度を上げてしまうので、そのことによるストレス、それに対する耐性というのが種によって異なることから、植生に影響するということが知られています。そういうことも踏まえて、調査を行う際には、草刈の頻度だけではなくて、どれぐらいの頻度で人が立ち入っているとか、土壌の硬度もあわせて調査していただけたらいいと思うのですけれども、そういうことも踏まえて、パターンを分析していただいて、保全すべき場所とか、保全の方法の検討に利用していただければと思います。よろしくお願いします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方から何か御回答ございますか。

【事業者(公園)】 はい、人の立ち入りの頻度毎の類型化ということでお話をいただいたと思いますけれども、大変申し訳ございませんが、我々は常日頃から計画地である深谷の方において、対象の草地の中に人が、何人ぐらい、どの程度の頻度で入っているか、というのを詳細に記録することができません。そのため、「現在の土地の利用のされ方の累計」と捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

【酒井委員】 その「現在の土地の利用のされ方の累計」というのは抽象的でよく分からないのですけれども、要は正確に何日、何人とか、そういう情報がそこまで必要ではないかと思うのですけれども、どうですか。どれだけ精度のある情報が必要かは分からないのですけれども、要するに踏圧の概ねの状況、どれぐらい人が立ち入っているのか、概ねの状況が把握できればいいかと思うのですけれども。

【事業者(公園)】 例えば当該地がグラウンドとして利用されていて、毎週末に人の立ち入りが想定されるとか、例えばここは散歩の方しかおそらく立ち入らないだろうとか、その程度であれば類型化は可能だと思うのですけれども。

ひと月に何人くらいここに入っているとか、そういった類型化は不可能かと思えますので…。

【酒井委員】 それはそうかもしれないですね。あくまでも将来にどういう形でもって管理したらよいか、そこを維持するにはどうしたらよいか、という、その根拠が得られればいい訳で、逆に言うと将来的に管理できる範囲の情報でないと意味がないということです。月に何人とか、そういう現況の具体的なことを把握しても、それに基づいて将来の管理は多分できないので、その位の精度の話かと思えます。

【事業者(公園)】 すると、将来は公園と墓園になっていく訳ですけれども、その時の管理水準、また管理タイプ分けぐらいの類型化でよろしいということで考えてよろしいでしょうか。

【酒井委員】 それは合理的に判断いただければいいと思うのですけれども、例えば大雑把に現状を低・中・高と人の密度で分けたとします。だけど、現状が低密度だったとしても、それで将来この部分は低密度で管理しますと今言っても、実際は実数的に 10 倍位のずれがあることになってしまって、現状の中低度レベルで定量的に推移するということになることも有り得るわけです。それは予測がずれてしまうということなので、そういうことがないように、合理的に判断いただければという感じです。

【事業者(公園)】	はい、そうすると、現状の地表面の利用のされ方、グラウンドですとか、草地広場ですとか、園路ですとか、そういったところで類型化してよろしいということでしょうか。将来を予測し、そこに人がどれぐらい立ち入るのか、あるいは、入らないのか、というのを予測して、それに基づいて管理計画を立てるということは不可能だと思われませんがいかがでしょうか。
【酒井委員】	どこをどれぐらい人が利用することになるのか、という予測も含めて、事業を計画されるのですよね。
【事業者(公園)】	はい、利用のされ方は事前に想定しますが、そこに何人位、人がどの位のペースで入るのか、というところまでは、想定しきれませんので、例えばグラウンドであればこれ位、草地広場であればこれ位、という想定は、できるかと思います。
【酒井委員】	多分オーダーぐらいで、現状の把握も将来の予測も、オーダー位の範囲でいいのではないかと思います。
【事業者(公園)】	すみません、オーダー位というのは具体的に言うと…。
【酒井委員】	例えばグラウンドを散歩で使う程度と言っても、散歩に使う程度だから週に数人という現状が、将来的に週に100人位になってしまうかもしれないから、それは予測できない、ということではないですよね。
【事業者(公園)】	そうすると、将来的に当該場所がどれ位の人が通るかとか、立ち入るか、というのを事前に想定しなければならないということでしょうか。
【酒井委員】	例えば「ある区画の草地を現状のまま維持する」と決めたとします。そしたら、「それが維持されるレベルのところまで、利用頻度というのを管理する。」ということが、セットになるかと思います。指摘事項等一覧「2-6」において、前回の「事業者の説明等」欄に「タイプ別の草地環境の創出や管理の仕方については、詳細に検討し準備書で示します。」と書いてありますが、その検討の中に含めていただきたいということです。
【事業者(公園)】	はい、人の立ち入りの具体的な数値までお示しできるかどうか、今は判断が付きませんが、検討して準備書で示させていただきたいと思います。
【酒井委員】	よろしくお願ひいたします。
【奥会長】	利用者数まではなかなか難しいと思いますけれども、利用の形態とか、どういう利用のされ方が想定されるのか、そういったことは当然計画の中に入ってくるわけですから、それを踏まえて準備書に記載可能な範囲で書くように、御検討いただければと思います。
【事業者(公園)】	はい。
【奥会長】	ありがとうございます。それでは、他に今の補足資料について、まず御意見いただきたいと思いますが、藤倉委員はいかがですか。御発言あるかと思いますが。
【藤倉委員】	全部をしっかりと見れていないところもあるのですが、今の時点で何点か確認します。補足資料について、こちらの質問にお答えをたくさん御準備いただいて、本当にありがとうございました。 まず、指摘事項等一覧「4-2」で伺った、過去の産業廃棄物処分場で取り扱われた廃棄物の種類自体は「建設廃材」と「鋳さい(鋳物砂)」で、これは安定型だということは確認しました。ただし、現実には、「燃え殻、布、木片」が入っていて、「悪臭あり」ということですので、補足

資料の第5頁「17 (1)」で御説明いただいた通り、これは「管理型混入安定型」となるわけですね。こういうことが明らかになったので、管理型混入安定型だという記載や、当時の記録としては、安定型品目が入っているとあるけれども「燃え殻、布、木片」等が現実には見られたということが、方法書、あるいは、アセスを進めていった後の準備書などでは明確になる、少なくとも情報としては公表されて記載されるという理解でよろしいでしょうか。まずそれが1つ目です。

それから2つ目の構造などについては、だいたい理解をしたのですが、図が分かりにくかったので、「元々水路があった横にごみを埋め立てて、さらに埋め立て終わってからもう一度排水路を整備した。」というようになっているのか、これは図の読み方だけ教えてください。

3点目は、43ヶ所中40ヶ所の、丸が連なっているところ、補足資料の第22頁で、今画面で見ている番号と青丸の位置が分かりにくいのですが、円の中心から始まって、南、南西方向へ行く、赤い四角が基準不適合ということなのですね。廃棄物が存在していたのが最終処分場の場所と重なるという御説明だったかと思うのですが、円の中心のところにも赤い四角はありませんでしたか。今お示しいただいている上の丸い円ありますね、そのこの辺、今マーキングしたのが皆さんに見えますか。(委員がスライド上で枠を示す)このあたりも、何か赤い四角があるように見えたので、このあたりのところももう1回御説明をいただければと思います。

最後に、このアセスの図書としての全体的な話なのですが、方法書の第5-4頁で「環境影響評価項目」の「選定の理由」というのがあります。方法書本体の話なのですが、「土壌汚染」、第5-4頁です。「土壌汚染」は、墓園整備事業だと「×」(非選定)になっていて、公園整備事業だと「○」(選定)になるのですかね。要するに、「土壌汚染」というものを、墓園整備事業ではアセスの項目として選定しないけれど、「対象事業実施区域に土壌汚染が存在する場合には関係機関等と協議を行い、土壌汚染対策法に基づき適切に対応します」と書いてある。墓園整備事業の方ですけれども、要するに「土壌汚染はある」ということはもう分かったので、アセス項目としてどうするのですか。法律で対処すると言ったら何でもそうなので、これは横浜市のアセスの運用にもよるのですけれど。とりあえず以上の点を教えていただければと思います。

【奥会長】 では、順番にお願いいたします。1点目は補足資料の記載内容の扱いですか。

【藤倉委員】 そうですね。

【奥会長】 はい。この補足資料の…、はい、どうぞ。

【事業者(公園)】 はい、「管理型混入安定型埋立地」ということで、今後進めていくということで考えております。ということで、よろしいのでしょうか。準備書でそういうふうに進めてまいります。

【奥会長】 準備書では補足資料のように記載を明確にしてくださるということと、方法書については今回の補足資料が方法書の補足資料ということと、ある意味この方法書にくっつく形で公表されるわけですから、さらに準備書でもこの記載をしっかりといただくということとよろしいですね。

【事業者(公園)】	そのように進めていくことで考えております。
【奥会長】	そして2点目。
【事業者(公園)】	水路の作り方、この断面からということでございますけれども、委員の言われた通り「廃棄物等を埋めていきながら、最終的には水路を断面の位置に作っていった。」と考えられると思っております。
【藤倉委員】	今の点ですけれど、結局のところ、元あった水路が谷になっていたので、そこをごみで埋めて、上に水路をもう1回作った、というような理解でよろしいのでしょうか。
【事業者(公園)】	断面を見る限りですね、元の水路は低いところに流れておりまして、廃棄物を埋めて、その上に水路を新たに作った、というふうに考えられるのではないかと考えております。
【藤倉委員】	そうすると、「処分場の下に、元あった水路の水みちが残っていて、水みちがあったけど埋めた」というのが、この構造だということでしょうか。
【事業者(公園)】	この断面図から見ると、そのように読み取れまして、その元あった水路のあたりに、透水管などを敷設しているようにも読み取れるのかなというふうには思っております。
【藤倉委員】	分かりました。はい、とりあえず理解しました。
【事業者(公園)】	あと、43区画のうち40区画で廃棄物が確認されているということで、委員の御指摘がありました一番北側の1ヶ所のところですが、こちらにつきましては、土壌汚染が確認されたということなのですが、そこについては、廃棄物由来ではなくて、あくまでも土壌汚染ということで確認されたということで理解しております。廃棄物由来の分が先程、赤い四角の40区画ですが、補足資料第23頁に拡大した図面がありまして、こちらのところで廃棄物由来の土壌汚染という区画が確認されたと理解しております。
【藤倉委員】	補足資料第23頁の図で青い色の線は、処分場のエリアになるのでしょうか。
【事業者(公園)】	そうです。区域が大体青いラインのところ、ほぼほぼ赤いところで廃棄物が確認されたということで、一致しているというふうに我々は確認しているところがございます。
【藤倉委員】	多少、下流方向ははみ出しているかなというところなわけですね。
【事業者(公園)】	そうですね、青いラインが若干重ねが甘いところもあるので、ほぼイコールかなというふうに思っています。
【藤倉委員】	補足資料第20頁の処分場を示す赤いエリアと、第23頁の青い線がずれており、その赤いエリアと第23頁の青い線も形が違っていたりするのですが、要するに、最終処分場由来の廃棄物が配管下から確認されていて、処分場だと思っているところではないところから突飛な形で廃棄物が出てきてはいない、ということですね、この資料でお示しいただいたのは。
【事業者(公園)】	はい、我々としてはそのように考えております。
【藤倉委員】	分かりました。
【奥会長】	はい、もう1点ですね、土壌汚染の項目選定。
【藤倉委員】	項目選定、公園整備事業では「土壌汚染」を対象にしているけれど、墓園整備事業では対象にしてないということでしょうか。

- 【事業者(公園)】 はい、その通りでございます。公園区域内に土壌汚染がございますので、公園整備事業のみ、項目選定させていただいております。
- 【藤倉委員】 分かりました。私が見ている方法書がよろしくなかったの、了解しました。とりあえず以上で結構です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。それでは、藤井委員、手を挙げていらっしゃるね。すみません、お待たせしました、どうぞ。
- 【藤井委員】 はい、よろしく願います。調査方法等でいろいろ御検討、修正いただき、ありがとうございます。大きく分けて、3点ほどお伺いしたいと思います。
- まず、補足資料第1頁「15 照明器具の誘因特性の小さい光源の検討について」ということで、元々そういう決まったものがあると思っていたので、特にどれを使うかというところまではあまり気にしていなかったのですけれども、事業者の方の内容で、実際の調査結果を踏まえて検討していただけたということ、これは実際に確認された種類に合わせて、それを誘引しない周波数帯を使うということによろしいでしょうか。これがまず1点です。
- 2点目が「哺乳類」の方です。鳥類と昆虫、水生生物の方は示していただいたのですが、哺乳類については、具体的に任意踏査的なもので直接観察と採取ですかね、そういうものも含めて行うということなので、その中で囲障区域内のオギ群落の中に、もしかするとカヤネズミの巣球がある可能性があると思うので、そこは忘れずにお伺いしたいと思います。
- 3点目が「定点カメラの活用」ということですが、ここで「鳥類については活用しません」と断言されてはいるのですが、実際に哺乳類用に定点カメラを設置しても鳥類は映る訳です。特に、夜行性の鳥類とか、昼間の調査では分からないものが写ったりとか、普段隠れて見えないものが映ったりもするので、「活用は行いません」ではなくて、「映ったものは是非データとして活用していただきたい」と思います。その中で1点質問なのですが、使う定点カメラが今結構主流になっている赤外線を探知する形のものなのかどうか、それともちょっと違うもっと高性能のものを使うのかどうか、お伺いしたいと思います。
- 3点、お願いいたします。
- 【奥会長】 はい、では、お願いいたします、御回答。
- 【事業者(公園)】 御意見ありがとうございます。まず1点目の照明器具に関しましては、おっしゃる通りでして、結果、出てきた種を踏まえて、その周波帯を踏まえた上で、どういう照明器具を使っていくかというところを検討してまいりたいと思っております。
- 続いて2点目です。こちらに関しても、御意見いただきました通り、オギ群落の中でのカヤネズミの生息の有無というところを確認してまいりたいと考えております。
- 3点目のカメラが赤外線を探知するものかというところなのですが、夜間でも撮影できるように赤外線のついたカメラ、自動撮影カメラを使って、定点調査を実施してまいりたいと思います。鳥類に関しましても、映ったものに関しては、種として上げていきたいというふうに考えております。以上です。

- 【藤井委員】 ありがとうございます。2点目…。
- 【事業者(公園)】 照明について、補足をさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。
- 【藤井委員】 はい、お願いします。
- 【事業者(公園)】 公園施設として園内灯に使う照明につきましては、あまり特殊なものは使えないということになりますので、いわゆる特注品ですとか、そういったものの対応は考えておりません。一般的に流通しているもので対応できるもの、と考えておりますので、その一般的な流通の幅の中で選択をさせていただきたいと思っております。以上です。
- 【藤井委員】 はい、ありがとうございます。一般的な流通というのは、どういうものなのか、その範囲が分からないのですけれども、場合によっては、昆虫を誘引しないようなそういう生物に優しい街灯というものが一般流通していないものであれば、それは使わないということでしょうか。
- 【事業者(公園)】 はい、1点1点、例えば特注品で作るものですか、そういったところまでは公園としての園内灯でございますので、公園の持続可能な管理という面から見ても、特注品を都度管理の中で修理の度に注文をしていくというのは不可能なことから、一般的なものを使いたいと考えております。
- 【藤井委員】 分かりました。補足資料「15」で「昆虫類の誘因特性が小さい光源を使用することを検討する」と書かれていますけれど、市販されていないようなものは使わない、ということですね。
- 【事業者(公園)】 はい。
- 【藤井委員】 それは了解いたしました。ただ、おそらく昆虫を誘引しない周波数帯の話なので、それは特注品というものではないとは思うのです。実際に、生物多様性のことが謳われてから、かなり時間が経っていて「昆虫を誘引しないもの」というのは、かなり出ているはずですし、そんな特殊なものではないと思うので、探していただければと思います。
- あと、その調査結果を踏まえて、検討していただけるということなので、そこまでを要望するつもりはなかったのですけれども、もしそういうところまで検討していただけるのであれば、まず調査に使うライトトラップですが、ライトトラップに使うものだと、おそらく周波数帯の広い蛍光灯タイプのものを使うと思うのです。ただ、周波数帯が広い蛍光灯タイプのものを使ったとしても、そこに誘引されてくるものというのは、一部限られたものになってしまいますので、その限られた誘引される種だけを対象にして、誘引されないものを検討するのではなくて、逆に、こういうものを使いますというものを前提に、それをライトトラップと一緒に使っていただいて、「確かにこのライトでは誘引しない」みたいな確認まで、もしライトトラップの調査中にできればやっていただきたいと思いました。これは難しいようであればいいのですけれども、ここまで検討していただけるということなので、もし可能でしたら、よろしくお願いします。
- あと、定点カメラの方で、赤外線、要は今、熱探知から赤外線、熱から出る赤外線を探知して映すカメラが主流なのですけれども、結構フクロウ類とか、そういうものが映らないタイプのものが多いので、どういうものを使うのかなと気になってはいたのですけれども、「一応鳥類につい

でも映ったものは使っていただける」ということなら、是非それはデータとして扱うようによろしくお願いいたします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、御回答ありますか。

【事業者(公園)】 ライトトラップ法の使用する光源ですけれども、将来、公園灯になる園内灯で、どのような光源を使うかというのが、現在まだ決まってない状況ですので、それとの比較ということの調査は少し難しいかと思えますので、御了承いただければと思います。

【藤井委員】 はい、分かりました。おそらく、どれを使用するかということまでは決まらなくても、提案はできるのですよね。こういうものを使ったらどうか、という提案はできると思います。それを図書の中で謳うことはできると思うので、「市販の中で、こういうものが昆虫類を誘引しないというものがある。」ということが、もし見つかれば、それをライトトラップのときに一緒に併用して使っていて、結果、「こういうものは誘引しないので、こういうものが勧められます。」というような内容を、図書の中に入れていただけないかなと思うのですが、それは難しいでしょうか。

【事業者(公園)】 提案ができるかどうか含めて、持ち帰らせていただいて、御回答させていただきます。

【藤井委員】 はい、よろしくお願いします。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、横田委員、どうぞ。

【横田委員】 はい、3点ほどお伺いさせていただきたいのですが、「生物多様性」の調査地点について、2つお伺いしたいと思います。今現在、昆虫調査はトラップ位置を教えていただいているのですが、ラインセンサス法という記載は特にはないのですが、どの程度、面的な昆虫類の調査を検討されているのかということで、先程、草刈の頻度との関係性で、異なる草刈の頻度を同時に取るというようなことをおっしゃられていましたけれども、そうすると、面的な調査が必要になってくるかと思ひまして、点以外の調査地点の考え方についてお伺いできればと思ひました。

2点目が、「わきみずの森」に関してなのですが、事業地周辺 50メートルで取っていくと調査範囲の中に、わきみずの森に関連する源流の森保存地区に指定されているのでしょうかね、樹林地があると思うのですが、こちらの生物相の把握について、どういうふうに位置付けられているのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、補足資料 20 番「文化財等の選定について」の戦争遺跡の件、コメントありがとうございました。どうも文化庁が1回調査を全国的に都道府県にした様なのではございますけれども、あまり統一的な保存に対する調査も、まだ都道府県レベルで行われているところとないところと分かれていますので、こういった文化財としての定義という考え方ではなく、これから戦争遺跡というものがどういうふうに保存されるべきだと、まだいろいろな意見があるのではないかと考えております。一方で、神奈川県はそういったところを少し調査したことがあるみたいですし、いくつかの代表的なものは戦争遺跡として保存の対象になっている

ものもあるということで、県のそういった戦争遺跡に対する取り組みとの関係性は、確認いただいた方がよろしいのではないかとというふうに思いました。その辺りの御意見をいただければと思います。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。以上3点、お答えお願いいたします。

【事業者(公園)】

はい、まず生物多様性の件から説明させていただきたいと思います。昆虫に関してなのですが、昆虫の調査手法としましては、直接観察・採取とライトトラップ、ベイトトラップの3種類の調査を実施してまいります。ライトトラップ、ベイトトラップは先程お示しました通りなのですが、直接観察・採取に関しましては、事業実施区域の全域を対象としております。ですので、全域を歩いて昆虫類層を把握するという形になります。

続いて、「わきみずの森」に関してなのですが、こちらも調査の対象のエリアとして選定しております。ですので、「わきみずの森」に関しても事業実施区域内と同じような形で調査を実施してまいります。

生物多様性に関しては以上になります。

【事業者(公園)】

文化財等の選定についてということでは、今委員の方から神奈川県の方でそういった事例があるというようなお話をいただきましたので、こちらの方で神奈川県の方でどのような取り扱いをしているのか、また、どのような位置付けになっているのか、というのを調べまして、神奈川県の方と同じような取扱いができれば、こちらもそのように進めたいと思います。

【奥会長】

はい、横田委員、いかがですか。

【横田委員】

はい、ありがとうございました。いずれも承知いたしました。「わきみずの森」は、樹林も含めて環境として調査されることが重要かと思しますので、よろしくお願ひしたいのと、1日で直接観察を全域で行うというような、1日の中で全体を回って把握するという理解でよろしいのでしょうか。その点だけ確認させてください。

【奥会長】

はい。

【事業者(公園)】

はい、おっしゃる通りでして、1日か2日間かけて、事業実施区域内を歩きまして、調査をしていくというふうに考えております。

【横田委員】

はい、分かりました。やはり、そういった時にベースになるマップみたいなものはきちんとあると、後々の生物相との対応付けがしやすくなるかと思ひまして、先程も人の利用度というお話がありましたけれども、やはり類型区分を具体的に設定して調査をしないと、なかなか網羅的に行うのは大変な広さですので、うまく密度、環境区分毎に取っていただくのが大事なことかなというふうに思ひました。

3点目の戦争遺跡については、県との御相談で検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【奥会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。五嶋委員、どうぞ。

【五嶋委員】

今の横田委員の意見に沿ったコメントなのですが、先程、草刈の頻度のことを御説明いただきましたけど、その光に集まる、その光構成の問題も含めて、例えば「昆虫のオペレーションが、草刈やその光によってどの程度変わるか」という議論のときに、全体としての草刈の対象となるようなエリアがどれぐらい現在あって、それが本事業によってどれ位減少するのかと、その減少の割合によっては、草刈の頻度をそれに

応じて変えるとか、そういう定量的な評価というのが、御説明の中では見て取れなかったのですけれど、やはり環境に与えるアセスの問題ですので、そういう問題を議論するときには、定量的な御説明が必要かなというふうに思いました。

【奥会長】

はい。

【五嶋委員】

例えば、この事業で草地の面積はどれくらいと言えるのですか、割合として。

【奥会長】

ほとんど草地ですが、その辺の量的な説明…。

【五嶋委員】

説明、記述によって、例えば「昆虫がどれ位減少して、それによって、どれ位鳥類に影響を与えるか。」というのは、推定可能になってきます。それに対して、どういうアセスができるかということだと思っております。

【事業者(公園)】

方法書の中では記載がないのですけれども、次、準備書の中で、計画と現状ということで、草地の面積の方は御提示できるかと思っております。

【五嶋委員】

はい、分かりました。

【奥会長】

はい、これ、準備書まで待たないと出せませんか。

【事業者(公園)】

現況であれば、計測すれば提示できると思っておりますが、計画の方の草地の面積がもう少しお時間がかかると思っております。

【奥会長】

そうですね、現況についての情報も今ないので、方法書には。

【事業者(公園)】

数値の方は記載していなかったと思っております。

【奥会長】

そうですか。少なくともそこは欲しかったかもしれませんね。もし分かるようであれば、現況の数値を出していただけると良いかもしれません。それがまたどの程度改変されることになるのか、どういう状況になるのか、というのは、正確には準備書まで待たないと出てこない、というのは、致し方ないのかもしれませんが。

【事業者(公園)】

現況の概ねの面積につきましては計測できると思っておりますので、そちらの方については計測をさせていただきたいと思っております。

【奥会長】

はい、五嶋委員よろしいですか。はい、ありがとうございました。

「水質汚濁」と「土壌汚染」に関連しては、本日御欠席の田中修三委員から事務局の方で御意見を伺っているというふうに聞いておりますので、そちらの方を御紹介いただけますか。

【事務局】

はい、事務局でございます、よろしいでしょうか。田中修三委員から承っております。補足資料「17(8)」に対する回答についてというところでございます。「市民意見書にあった既知の産廃跡地2か所以外の産廃埋立ては、過去の関連資料と所管部署への問合せでは確認はできなかったという御説明でございました。今後、確認できた場合は適切に対応することですが、これだけでは不十分です。市民意見は「湧水のあった谷が産廃で埋まり、盛土によって小高くなっている場所」となっておりますので、位置の特定はできると思っております。現時点で、資料、問い合わせ等で確認できないのであれば、仮にその場所に産廃埋立てがあった場合、本事業により問題となる可能性があるのか、何らかの説明があるかというふうに思っております。以上、よろしくお願いたします。」

ということで承っております。

【奥会長】

はい、以上1点ですね。そちらに対しての事業者の方からの御回答はございますか。

【事業者(公園)】	事業者としましては、産業廃棄物跡地の指定区域と廃棄物の埋設位置は、概ね一致していると想定しております。今後、指定区域外で産業廃棄物が確認された場合には、所管部署と協議して適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。
【奥会長】	はい、田中修三委員の御意見に対しての回答になっているかどうか、御意見に対しての正面からの御回答になっていませんが、それだと不十分だという御指摘だったわけですね、田中修三委員は。市民の方の意見から、位置が特定できるのではないですかということでしたけれども、そこは、事業者の方は特定できないという御判断ですか。
【事業者(公園)】	所管部署等に確認をさせていただいたところ、そういった結論に現段階で至っているという状況でございます。
【奥会長】	はい。では、田中修三委員がそれで納得されるかどうか分かりませんが、改めて本日の御回答を田中修三委員にも伝えていただければと思いますが、事務局から何かございますか。
【事務局】	事務局から、田中修三委員は、『現時点で、資料、問い合わせ等で確認できないのであれば、その場所に産廃埋め立てがあった場合、本事業により問題となる可能性があるのかどうか』というお話をされていますので、その辺を含めて、事業者の方に回答というか、考え方を確認して、今のお話も含めて、委員の方に確認できればと思っています。
【奥会長】	はい、分かりました。もう一度、事務局の方でも、事業者の方とやりとりしていただいて、整理をお願いいたします。
【事務局】	はい、分かりました。
【奥会長】	他の委員の方、いかがでしょうか。補足資料についてだけでなくも全体を通してでも構いませんけれども、何かございましたら。藤倉委員、どうぞ。
【藤倉委員】	今の田中修三委員の件にも関連するのですが、もう一度、補足資料の第 22 頁ですが、ここで土壌汚染調査を行いましたという、点々がある図、結局、「青い点のところの表層土壌調査を行った結果、赤い四角で塗りつぶされているところで、土壌汚染、廃棄物が見つかった」ということなのですが、これから、ここを公園整備事業や墓園整備事業で整備していく時に、ほとんどはスポーツエリアや墓園で（造成は）表面だけだということではあるのですが、掘削する可能性がある場所、あるいは、何らかの管理棟などが建つおそれがある場所について、今回、「青い点で示された以外の場所の土壌汚染調査」を行う予定があるのかどうか。 それから、もしその何らかの掘削工事をして土を区域外に持ち出すときに、サンプル調査でいいのですけれど、その持ち出す土について、調査をする予定があるかどうかというのはどうなっていましたでしょうか。それを確認したい。
【奥会長】	はい、重要な点だと思いますが、いかがでしょう。
【事業者(公園)】	はい、土壌汚染調査につきましては、国の方で幅広くやっておりますので、今後、事業者の方で行う予定は今のところ考えておりません。
【藤倉委員】	よく分かってないかもしれないのですが、補足資料第 22 頁では縦横でメッシュを切られていますが、全面で調査を行ったということなのか、国で。青い点だけを行ったのか、格子のところ全部を行ったのか。

か、それはどっちなのですか。

【事業者(公園)】 資料などの調査によって、汚染のおそれがない区域を除いて、30メートルメッシュの調査を行っているとお聞いております。具体的に調査の対象になったのは、①困障区域、②2か所の廃棄物埋立地、③その他地歴調査により、汚染の恐れが否定できない施設、土地利用がなされたと思われる場所、で行った模様です。

【藤倉委員】 今の行ったというのは、青い点とは別のところも含む、ということなのですね。

【事業者(公園)】 そうです。

【藤倉委員】 何と言いますか、先程の意見書も含めてなのですけど、「この点については、もうこういう調査を行った。」という情報は、なるべくたくさん公開していただいた方が、今後のアセスもスムーズに進むと思うのです。だから、アセスの資料としてでもいいので、「地歴調査の結果、ここは元々何も使っていないから土壤汚染はないと判断した。」とか、「ここはあるかもしれないから、調査をして、その結果大丈夫だった。」とか、その国の調査を踏まえた上で、それも合わせて公開した上で、「だから、ここしか土壤汚染はありませんよ。」として、アセスに繋げていった方が、いろんな意味で疑問を招かないと思うのです。それを地図で提示していただいた方がいいのではないかと思います。

【事業者(公園)】 説明がうまくできておらず、申し訳ございませんでした。公園・方法書の第「資料1」頁に「土壤汚染調査結果」ということで、過去に国の方で行った調査の流れ、結果について、載せさせていただいております。また、第「資料2」頁に、横浜市の方で記者発表した資料とか、第「資料3」頁には、南関東防衛局で行った調査結果の方も、載せさせていただいております。このような形で公表させていただいております。これに基づきまして、今は方法書、今後は準備書の方で、進めていければなというふうに考えているところでございます。

【藤倉委員】 この記者発表資料には図面も載っている、ということよろしいのでしょうか。

【事業者(公園)】 公園方法書の第「資料5」頁を見ていただきますと、調査した結果、3か所で「対象地の基準不適合等範囲図」ということで載せさせていただいております。当該3か所が該当するというところでございます。

【藤倉委員】 公園方法書の第「資料5」頁の図は「出ました、の所だけ」です。「どこを調べて、どこは白で、どこが黒なのか」を求めており、これは「黒の結果だけ」です。調べているのか、調べてないのか、というところも、貴重な情報だと思うのです。

あと、これは土壤汚染と廃棄物を分けている訳です。「ここは土壤汚染でした」とあり、「他は何もないのかな」と思うと、「廃棄物は別途出てくる」わけです。土の中がどうなっていて、「ここはもう安全です」と、「ここも調べたけど安全でした」という情報も、同時に出さないと、非常に今分かりにくい状況になっているのです。公園方法書の第「資料5」頁の図でのメッシュは、「残りのところは、廃棄物の処分場を除けば、全部何らかの調査をして、全部白だ。」というふうに言っている訳ですか。

先程のフロー図はよく分かっているのですが、フロー図で「行った

エリア」、「これはもう行わなくていいとなったエリア」はどこで、次に、「調査をして、調査の結果、白だったところはどこで、残ったところがここです。」という、その経過があった方が、「ここにも土壌汚染にあるのではないかと」、「ここには廃棄物があるのではないかと」、いろいろな御心配を明確にできるのではないですか、ということをおっしゃっているのです。

【事業者(公園)】 調査結果がございましたので、持ち帰らせていただいて、次回に御回答させていただければと思います。

【奥会長】 はい、お願いいたします。「そもそも、どこを調査したのですか。」という、その情報がないということですね。はい、では、それを次回お願いいたします。ありがとうございます。

大分この案件に時間を費やしましたが、いかがですか、よろしいでしょうか。手を挙げていてらっしゃる方はいらっしゃらないようですので、それでは、他に御質問等がないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

#### オ 審議

【事務局】 事務局です。事業者全員、退場いたしました。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは、委員の皆様から追加で御意見等がございますか、ないでしょうか。

それでは、この案件につきましては、事業者にも次回も補足資料を準備していただいて、説明が必要だと思われる点がいくつか出てまいりました。具体的には、海軍遺構について横田委員から御指摘いただきましたが、県と協議をしていただいて、どういう状況なのかということを確認していただくということが一つあったかと思えます。

それから、そもそも現況草地がどのぐらいの面積なのかとか、その現況のデータ、それが2点目。

それから、最後に藤倉委員から御指摘のあった土壌汚染の調査、そもそもどのエリアを行ったのですかという、その調査対象エリアの情報がないので、そこについては整理して出させていただくということで…。

酒井委員、はい、どうぞ。追加でございますか。

【酒井委員】 はい、先程のやりとりで、「どれ位、その土地に人が立ち入っているか、という情報がない。」と言ったのですけども、「ない」というふうに決め付けるのも、横浜市が管理している場所ですので、そういう情報を探してもらって、どれぐらい利用できそうな情報があるのか、というところで、今は方法書なので、多分準備書の段階でもって、ある程度の踏圧についての、何かある程度の違いに応じた調査みたいなのも、その調査項目に含めれば、その重要性というのは相対的に判断できるはずなのです。そういう分析をする方法というのがあるのは、多分事業者も、調査をするコンサルの人とかも知っていると思います。それでもって、そこで重要だということになれば、もっと細かく人の立ち入り状況の調査を追加するとか、そういうような判断に繋がると思えます。そうなるよ

うに持っていくためには、まずは現状で、概算でもいいので、立ち入り状況の相対化したものでもいいと思うので、現状のできるだけ詳しい情報がある方がいいのです。まずは、現状の情報のありかを探してもらい、それから、どういうふうに使えそうなのか、というのを報告してもらい、というのがいいかと思います。

【奥会長】 はい、今の点についてどうでしょう、事務局の方で、事業者の方と相談しますか。

【事務局】 はい、事業者側とコンサルタントも含めまして、一度相談してから、どうするかということを決めていきたいと思います。

【奥会長】 はい、そこをお願いいたします。なかなか正確な人数までは難しいかもしれませんがね。野球のフィールドが何面あって、それがどれぐらいの頻度で使われているとか、そのようなことは当然分かっているはずですから、そういった情報も含めて、どういう状況を現況把握可能か、相談してください。

他に、漏れているところがありますか。補足資料に基づく説明を求める事項で。

【事務局】 現段階で事務局から確認してもよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞお願いします。

【事務局】 まず、次回に回答予定と今事務局で考えておりますのが、昆虫類の誘引灯の件で、もう少し調べてきちんと配慮、回答するという1点と、先程、会長がおっしゃられた文化財の件で2点目、そして現況の草地面積の件で3点目です。4点目が、田中修三委員に宿題を確認しまして、事業者側とやりとりもして、そのうえで回答を事業者から行ってもらおうと思います。5点目が、先程の土壌を含めて、どこを一体調査したのかという整理があります。そして、最後の6点目が、今、酒井委員から補足的に御説明をいただきました、立ち入り状況の調査のところですが、ここも事業者側と確認したいと思います。

よって、今のところ、以上6点ぐらいと想定しております。

【奥会長】 はい、それ以外にございますか。委員の方から大丈夫でしょうか、はい、大丈夫ですか。菊本委員、はい、どうぞ。

【菊本委員】 僕は質問しなかったのですが、藤倉委員がおっしゃったことが極めて全うなことをおっしゃっていて、皆さん、多分同感されているのだらうと思うのですがけれど、調査を行った場所がよく分からないというのは1つですし、ここは市民が使うことになる施設なので、「調査を行った結果で、白」とおっしゃっていましたがそれはそれでいいと思うのです。ただ、「不適合の箇所とかも追加の調査はしなくていい」という説明になっていたもので、「それは何で追加の調査をしなくていいのか」、例えば「廃棄物は地中に埋まっているけれども、そこから何か汚染物質が出てくる恐れはない。」から大丈夫なのか。「表層の土壌を調査して、基準不適合なのに追加調査しなくていい。」という、市民が使う施設として不安が残ると思いますから、「調査を行った場所」に加えて、「調査を行った結果で、何かしら出てきたり、不適合であったりするときに、どういうロジックで追加の調査が要らないと言っているのか」という、その説明をきちんとしていただけるように、お願いいただければと思います。以上です。

【奥会長】 はい、よろしいですか、事務局。

- 【事務局】 はい、了解いたしました。7点目としてきちんと整理したいと思えます。
- 【奥会長】 そうですね、藤倉委員の御指摘と合わせて。
- 【事務局】 はい。
- 【奥会長】 では、事業者にもそのように準備を進めていただくように伝えていただければと思います。
- では、よろしければ、本件については、また次回も補足説明をいただいて、審議をしていただくということになりますので、よろしく願いいたします。では、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。
- (3) みなとみらい2 1 中央地区5 2 街区開発事業計画について
- ア 追加質問等に対する事業者見解を事務局が説明した。
- イ 質疑 特になし
- ウ 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。
- エ 質疑
- 【奥会長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。今までの御発言、御指摘は網羅されておりますでしょうか。
- 横田委員、どうぞ。
- 【横田委員】 はい、ありがとうございます。配慮事項(5)の「グリーンインフラ」の記載に関して、私の伝え方が分かりにくかったのかもしれないと申し訳なかったのですが、「地形のアンジュレーションに留意し表流水が溜まらないような環境創出に配慮してください。」という表現が、なかなかイメージしにくいかなと思いました。グランモール公園などでも、雨水を直接下水道に流さないで緑地の中にとどめるという取り組みをされていますけれども、「表流水が溜まらない」という表現は、それに対する逆効果感がある表現になってしまっているのので、「流出抑制に配慮した環境創出」や「雨水の流出抑制に配慮した環境創出」とか、何かそういった一般的な表現にした方が正しく理解されやすいかなと思いました。
- 【奥会長】 ありがとうございます。事務局、どういうふうに修正したらいいでしょうか。では、横田委員。
- 【横田委員】 はい、先ほど申しましたけど、「雨水の流出抑制に配慮した環境創出を図ってください」、「雨水の流出抑制に配慮した環境創出を検討してください」とか、例えばそういった形はいかがでしょうか。
- 【奥会長】 ありがとうございます。事務局よろしいでしょうか。
- 【事務局】 はい、了解いたしました。
- 【奥会長】 片谷委員、その後、藤井委員をお願いします。
- 【片谷委員】 配慮市長意見案には、特に異論はありません。一つ事務局に教えていただきたいのですが、配慮事項18番、19番のように、事業者が自主的に追加された配慮項目というのは、今後の図書では、どういう形で反映されるのでしょうか。条例の規定について、教えていただけますでしょうか。
- 【事務局】 はい、かしこまりました。本件は第2分類事業でございますので、例えばですが判定の結果、フルアセス不要となった場合について、御説明申し上げます。その場合は、判定手続後、配慮市長意見見解書という図書が提出されます。配慮市長意見に対する事業者の見解でございます。そ

の図書において、配慮市長意見に対する事業者の見解が示されますので、そこで御指摘の配慮事項 18 番、19 番に対する事業者の見解がきちんと図書において示されていく、ということになります。

また、第 1 分類事業の場合や本案件でフルアセスになった場合は、次は方法書手続に進みますので、方法書におきまして事業者の見解が同じように示されていくということになります。

従いまして、配慮市長意見に対する事業者の見解は、何れの場合であっても図書として作成されていくという流れになります。

【片谷委員】 実質的にもフルアセスになった場合には、予測評価項目として立てられる、というような形になりますか。

【事務局】 今の段階ではそこは明言できないのですが、もちろん今回の配慮内容、そして配慮市長意見、事業者の見解と合わせまして、フルアセスになった場合には、アセス項目の選定という段階で考慮していくということになります。

【片谷委員】 分かりました。配慮事項 18 番は重要性が高そうに思えるので、お尋ねした次第です。では、その段階にもしなったら、その時にまた発言します。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 配慮事項（6）のところなのですが、（6）の 2 つ目のところで、横田委員の御発言に対するまとめというところの部分なのですが、前の審査会で横田委員からの御指摘を聞いたときに、事業地と周辺地を繋ぐネットワークをという理解をしていて、もしそれであれば、周辺の高島水際線公園や臨港パーク、高島中央公園等「の」ではなくて、等「との」生き物の移動に関するということなのではないか、と思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【事務局】 はい、その通りかなという印象を持ったのですが、そうしますと、御発言された横田委員にも御確認することになると思いますが、等「との」生き物の移動に関する、と修正しようかと思いますが、問題ないでしょうか。

【奥会長】 横田委員、どうぞ。

【横田委員】 ありがとうございます。その通りかなと思います。「との」ということで、事業地との関係性が分かるように、「と」をつけていただければと思います。ありがとうございました。

【奥会長】 藤井委員、よろしいですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。それでよろしくお願いします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他に御意見ございますか。大丈夫でしょうか、大丈夫そうですね。

それでは、本件は配慮書手続の段階ですので、審査会からの答申という形はとりませんが、事務局は審査会の意見を十分に踏まえた上で配慮市長意見書の作成をお願いいたします。

それでは、よろしければ、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容につきましては、会議録案で御確認いただくということをお願いいたします。

では、本日予定されておりました議事全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審査につきましては、終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。  
(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
  - ・(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
  - ・みなとみらい21 中央地区52街区開発事業計画 横浜市環境影響評価審査会における質問等に対する事業者見解 (補足資料) 事務局資料
  - ・みなとみらい21 中央地区52街区開発事業計画 配慮市長意見 (案) 事務局資料